

報 道 資 料

平成 2 2 年 4 月 3 0 日
総 務 部 総 務 課
水島、山根（内線 2343、2344）

奈良県情報公開審査会の第 1 2 4 号答申について

行政文書の不開示決定に対する異議申立てについての諮問第 1 3 2 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申 日：平成 2 2 年 4 月 2 8 日
- ◎ 実 施 機 関：総務部総務課
- ◎ 対 象 行 政 文 書：不存在
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 処 分：不開示（不存在）決定
 - 不開示理由：「宗教法人〇〇〇に関する変更届等の提出書類、その他上記に関する一切の関係書類（直近 4 年間）」に係る行政文書の作成又は取得をしていないため不存在

◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。

◎ 判 断 理 由：

○行政文書の不存在について

異議申立人は、「宗教法人〇〇〇に関する変更届等の提出書類、その他上記に関する一切の関係書類（直近 4 年間）」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該書類は作成又は取得をしていないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

実施機関の説明によると、異議申立人が開示を求めている「宗教法人〇〇〇に関する変更届等の提出書類、その他上記に関する一切の関係書類（直近 4 年間）」とは、直近 4 年間に、宗教法人法第 9 条の規定により、〇〇〇から実施機関に届け出された書類のことであり、当該書類の確認を行ったところ存在しなかったため本件決定を行ったとのことである。

なお、〇〇〇の履歴事項全部証明書には、直近 4 年間に代表役員の変更があったことが記載されている。しかし、実施機関の説明によると、〇〇〇から代表役員変更届が提出されたのは、本件決定の後であったとのことである。当審査会で〇〇〇から提出された代表役員変更届を見分したところ、当該代表役員変更届が実施機関に提出されたのは、本件決定の後であることを確認した。

したがって、本件決定時点において本件開示請求に対する行政文書は存在しなかったとする実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

- | | | | |
|-------------|----------------------|--------------|----|
| ① 開 示 請 求 | 平成 2 1 年 4 月 1 0 日 | | |
| ② 決 定 | 平成 2 1 年 4 月 2 4 日 | 付けで不開示決定 | |
| ③ 異 議 申 立 て | 平成 2 1 年 6 月 2 2 日 | | |
| ④ 諮 問 | 平成 2 1 年 9 月 2 8 日 | | |
| ⑤ 経 過 | 平成 2 1 年 1 2 月 1 7 日 | 第 1 3 7 回審査会 | 審議 |
| | 平成 2 2 年 1 月 2 8 日 | 第 1 3 8 回審査会 | 審議 |
| | 平成 2 2 年 2 月 2 4 日 | 第 1 3 9 回審査会 | 審議 |
| | 平成 2 2 年 3 月 1 0 日 | 第 1 4 0 回審査会 | 審議 |